

熊本県立劇場舞台音響設備保守点検業務仕様書

- 1 業務名 熊本県立劇場舞台音響設備保守点検業務
- 2 場所 熊本市中央区大江2丁目7番1号
熊本県立劇場コンサートホール及び演劇ホール並びに大会議室
- 3 委託期間 令和6(2024)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで(3年間)
- 4 対象設備 音響設備 別紙「熊本県立劇場音響設備一覧表(以下「設備一覧表」という。)」
のとおり
- 5 業務内容 熊本県立劇場の音響設備が、安全かつ正常に機能するよう必要な次の業務を行う。

(1) 点検機器

コンサートホール及び演劇ホール並びに大会議室の各音響設備及び移動用舞台音響設備

(2) 点検事項

①目視点検

・機器の外観損傷、ランプ切れ等を目視により点検を行うこと。

②電気的性能試験

・設備一覧表に記載の音響システム(音響調整卓から電力増幅架まで)の電気的性能試験を行うこと。
・出力監視盤等指示計を有するものについては校正を行うこと。

③機器動作確認

・周辺機器については動作試験を行うこと。
・メーターを有するものについてはその校正を行うこと。

④音響システム調整

・音響測定により、必要なシステムの調整を行うこと。

⑤清掃点検(入出力コネクター含む)

・機器内部の清掃点検、機器の接続接栓勘合確認、端子等の増し締め等必要な作業を行うこと。
・機器のボリューム、フェーダー等の清掃点検を行うこと。

⑥機構部

・油圧エレベーターマイク装置、吊マイク装置については摺動部のグリースアップ及び軸受け部の給油等性能維持に必要な作業を行うこと。

※点検内容の詳細については「熊本県立劇場舞台音響保守点検業務内容詳細」を参照のこと。

(3) 点検回数

年2回、日程については別途協議する。

6 その他

- ①委託期間内においては、発生した重大事故(ホール等の運用に支障をきたすシステム故障等)について、直ちに復旧業務ができる体制をとり、必要な代替機器を提供すること。
- ②点検の結果、部品交換、修理、原因調査を要するものについては速やかに対処し、最短期間内に完全なものにすること。
- ③清掃用品、油脂等保守点検に必要な消耗品以外の消耗品、部品等の交換については別途協議の上施行する。
- ④業務の完了後速やかに保守点検報告書を提出すること。
- ⑤受託者は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- ⑥その他、本仕様書に明記無き事項または業務の施行にあたって不明な点については劇場担当者との十分な打ち合わせを行い実施すること。
- ⑦委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度協議を行うものとする。

熊本県立劇場舞台音響保守点検業務内容詳細

項目	コンサートホール	演劇ホール	大会議室
音響卓点検調整	聴感動作試験、基本特性測定、部品交換等、調整	聴感動作試験、基本特性測定、部品交換等、調整	聴感動作試験 基本特性測定、調整
インターフェース架	聴感動作試験、基本特性測定、部品交換等、調整	聴感動作試験、基本特性測定、部品交換等、調整	なし
パッチ架、コンセント盤	清掃・点検	清掃・点検	清掃、点検
周辺機器	聴感動作試験、基本特性測定、部品交換、調整	聴感動作試験、基本特性測定、部品交換、調整	動作試験、各部清掃
電力増幅架	聴感動作試験、基本特性測定、部品交換、調整	聴感動作試験、基本特性測定、部品交換、調整	聴感動作試験
出力メーターパネル	基本特性測定、調整	基本特性測定、調整	なし
補助卓	基本特性測定、調整	基本特性測定、調整	なし
報告書	システムの分析、報告書の作成	システムの分析、報告書の作成	システムの分析、報告書の作成
点検日数	3日間×年2回（大会議室は1日×年2回）		
日常のサポート	音響機器の故障修理対応		
その他	各ホールのスピーカー特性は聴感動作確認のみで測定の必要なし 客席内での音圧分布測定及びDSPのタイムアライメント調整の必要なし		